

令和3年3月16日（火）

於・ 農林水産省 8階 水産庁中央会議室（web会議）

第34回

太平洋広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：令和3年3月16日（火）14：00～16：35

2. 場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（Web会議）

3. 出席委員

【会長】

学識経験 関 いずみ

【都道府県互選委員】

青森県 竹林 雅史

岩手県 大井 誠治

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

徳島県 中野 憲次

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表	井上 幸宣
学識経験	北門 利英
学識経験	花岡 和佳男

4. 議 題

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (3) その他
 - ①沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新について
 - ②新漁業法に基づく新たな資源管理について
 - ③令和3年度資源管理関係予算について
 - ④その他

午後2時00分 開会

○魚谷室長 定刻となりましたので、ただいまから第34回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、都道府県互選委員である北海道海区の川崎委員、宮城海区の畠山委員、福島海区の松野委員、高知海区の木下委員が、大臣選任委員である清水委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数の23名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条で準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは関会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○関会長 本日は年度末のお忙しい中、委員の皆様におかれましては御出席いただきましてありがとうございます。コロナで明け暮れた1年でしたけれども、漁業、水産業にも様々な影響がありつつ、知恵と工夫で新しいことに取り組む事例も生まれているように思います。まだまだ収束まで時間が掛かる状況の中、このウェブ会議もすっかり定着した感があります。本日も忌憚のない御意見を頂きまして活発な会となりますよう、御協力をお願いいたします。

本日は、水産庁から藤田資源管理部長、坂本管理調整課長、魚谷資源管理推進室長、松尾沿岸・遊漁室長、それから水産研究・教育機構水産資源研究所から水産資源研究センター社会・生態系システム部の米崎副部長、亘グループ長に御出席を頂いております。

また、水産庁の山口長官が途中から御出席いただけると伺っておりますので、また御出席いただいた折に御紹介したいと思っております。

それでは、本日御臨席いただいている水産庁の藤田資源管理部長から、委員会の開催に当たりまして一言御挨拶を頂きたいと思っております。

○藤田部長 水産庁資源管理部長の藤田でございます。

第34回太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。また、感染された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。そして現場の医療従事者の皆様方、あるいは農林水産業で食料生産に携わっている方々に改めて心から御礼を申し上げたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、今日、こういう年度末の御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本委員会は平成13年の漁業法の改正により設置された委員会でございます。広域魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主な目的としておりまして、昨年12月1日に施行いたしました新漁業法においても引き続き設置の規定が残されております。委員の皆様のご意見を賜りながら、引き続き本委員会の機能をしっかりと発揮していきたいと考えております。

本日でございますけれども、1つの議題は太平洋のキンメダイに関する委員会指示ということでございますし、あとは、本日初めて御審議いただきます太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示でございます。ほかに、その他の事項ということで御意見を頂きます。それぞれ関係する皆様のご理解を頂きながら資源管理を進めてまいらなければならない必要がございます。特にクロマグロの遊漁に関しましては、委員の皆様だけでなく、広く国民の方も御関心が高い議題だと思います。ウェブ会議ということで制約はございますけれども、いろいろな経験をお持ちの皆様のご意見をしっかりと賜りながら、よりよいものに上げていきたいと思っております。

現在、農林水産省を挙げて取り組んでおります水産政策の改革におきましては、我が国周辺水域の漁場ですとか資源のポテンシャルに着目いたしまして水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を目指すことにしております。

この水産政策の改革の一環といたしまして約70年ぶりの大幅な改正を行いました。昨年12月に施行いたしました漁業法の最も大きな柱が、資源管理となっております。この新たな資源管理におきましては、持続的に生産可能な最大の漁獲量、いわゆるMSYの達成を目標としまして、数量管理を基本とすることとしております。地域ごとの漁業の実態を踏まえつつ、新たな資源管理に関する関係者の理解と協力を得ながら、昨年12月に開催された本委員会におきまして御報告いたしました資源管理のロードマップ、これに盛り込まれた工程を一つ一つ実行してまいりたいと考えてございます。

コロナ禍に負けずにこの新たな資源管理を推進するため、今、審議中の令和3年度予算の中では、新たな資源管理システムを着実に実施するための予算ですとかコロナ禍や不漁による漁業経営への対策を盛り込ませていただいている状況でございます。

資源を増やし、漁獲を増やして経営の安定や所得の向上につなげたいという思いは、我々も漁業者の皆様方と変わるものではないかと考えております。水産庁の職員あるいは都道府県の職員、漁業者だけではなく、漁業に関係するみんな、関係者のみんなが同じ方向を向いて

て、共に汗をかいて豊かな海が取り戻せるよう取り組んでまいりたいと思います。是非皆様方のこれに関する御理解と御協力をお願い申し上げまして、冒頭の私の御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○関会長 藤田部長、どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。配付資料の御確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、まず、本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明する資料でございますが、大きく資料1、資料2、資料3までございます。それぞれの資料ごとに枝番の資料もございます。

配付資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

なお、今回は前回に引き続きウェブ会議での開催になります。委員の皆様におかれましては事前に事務局よりお送りした「ウェブ会議の進め方」に従っていただきまして、マイクはミュート（消音）としていただき、御発言の際には、まず音声又はチャット機能によりまして御発言の意思を表示していただき、会長から合図をした後に御発言をお願いいたします。

皆様もうウェブ会議にもお慣れになってきていると思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私から指名させていただきたいと思います。

都道府県互選委員からは中野委員、大臣選任委員からは小坂田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

水産庁中央会議室にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。

冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えいただきますようお願いいたします。

それでは、早速議題に入っていきたいと思います。

議題（１）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、昨年12月に行われた太平洋南部会で御審議いただきましたキンメダイの資源管理について、引き続き委員会指示を発出し、キンメダイ底刺し網漁業を管理していくことが必要ということですので、事務局より資料について説明をお願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

資料1-1から1-4に沿いまして、御説明を申し上げます。

まずはキンメダイの広域資源管理の概況につきまして、資料1-1を中心に御説明した後に、資料1-3以降で、今回御審議いただく委員会指示につきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず資料1-1「太平洋南部キンメダイの広域資源管理」を御覧いただければと思います。

まず1、資源の現状でございます。

キンメダイは太平洋沿岸で、いろいろな漁業種類によって広く営まれておりますが、1都3県、東京、千葉、神奈川県、静岡における2005年から2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン台で推移して、安定しておりました。しかし、2010年以降はそれが減少傾向にございまして、直近の2019年には4,637トンとなっております。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は低位、動向は減少にあるということで、資源の状況としては大変厳しい状況にあると判断されております。

関連の漁業種類でございます。

まず、自由漁業として立縄漁業で営まれておりまして、東京、静岡の知事許可漁業として底立てはえ縄漁業が営まれております。そして今回、御審議いただきます委員会指示による承認漁業として、底刺し網が営まれている現状にございます。

資源管理の方向性でございますが、安定的にキンメダイ資源を利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持・管理するための取組が必要であるということで、1都3県で関係漁業者の方に取り組んでいただいている資源管理措置を継続、強化していくことにより、資源量を回復させることを目標として取り組まれているところです。

4番の資源管理措置を御覧いただければと思います。

関係漁業者の方々の合意の下で、下記のとおり努力量の削減措置がきめ細かに実施されているところでございます。

自由漁業及び底立てはえ縄漁業で措置されている管理措置は、下表のとおりです。各県、

海域ごとに小型魚の再放流ですとか休漁日の設定等、自主的管理の下で取り組まれている状況でございます。

2 ページをお開きいただければと思います。

冒頭にあります②が、今回、御審議いただく委員会指示の承認で営まれております底刺し網漁業でございます。こちらにつきましては、休漁の設定、それから小型魚の保護、漁具の制限等について自主的管理として取り組まれているほか、承認に基づいて規制が敷かれております。これらのほかに、漁場環境の保全措置にも取り組まれているところでございます。

これらの努力量の削減措置につきましては、これまでの実施体制、それから措置の内容を尊重しながら、各地域、漁業種類ごとの事情を勘案して、関係漁業者の間の合意の下で、現在の取組を更に進めていくということで取り組まれております。

5 番、関係者間の連携体制でございます。

以前から、キンメダイの資源管理は一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会という漁業者同士の協議会を通じて議論を重ね、管理措置の実践が行われてきたところです。更に、平成26年にその協議会の下に各都県の漁業者代表、それから行政・研究、水産庁、水産研究・教育機構で構成されます漁業者代表部会を設置して、年に2回程度、この部会で管理措置として提案する内容等々を議論している状況でございます。

昨年の漁業者代表部会は昨年10月にウェブ会議で開催されました。この会議の場において、水産庁からは、資源を回復させるために試行的に数量管理の導入をしてはどうかという御提案を申し上げたところです。その場では漁業者の方から、拙速なTAC管理の導入には反対であるということ、それから、各浜によってこれまでの資源管理の取組状況が異なっているから、それを考慮してほしいといったこと、それから、きめ細かく浜回りをし各地域の実情をしっかりと把握してから数量管理の導入を検討してほしいというように、数量管理の導入に関しましては慎重な意見、お考えが示されたところでございます。

その後、水産庁と水産機構を中心に各地を訪問して、浜回りを実施させていただきましたが、本年1月に新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして緊急事態宣言が発令されたことから、こういった活動が一時中断されている状況でございます。

更に2月にウェブ会議で開催されました一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会におきまして、この漁業者代表部会、それ以降の各種の説明等々の経緯を御報告申し上げましたが、引き続き、各漁業者の方からは数量管理の導入については慎重なお考えが

示されたところでございます。

今後も関係する漁業者とともに資源管理のこういった措置の改善について検討し、コンセンサスを得ていくということで、まずは各地域の漁業者の方との意見交換を中心に進めていきたいという考えでおります。

今回、御審議いただきます委員会指示の内容につきまして、資料1-3「太平洋広域漁業調整委員会指示第三十八号（案）の概要」を御覧いただければと思います。

キンメダイを漁獲することを目的とした刺し網漁業につきましては、大臣許可、知事許可、それから漁業権漁業以外の海域では自由漁業として営まれているところでございます。こういった状況の中、キンメダイ資源の管理、回復を図るために、キンメダイを漁獲の目的とする底刺し網漁業につきましては委員会承認による規制措置を導入してございます。

下の図の斜線の海域が規制の対象となる海域でございまして、この海域で底刺し網漁業を営む場合においては太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けた上で操業してくださいという指示を従前から発出してきたところでございます。

これを来年漁期におきましても引き続き継続して発出させていただきたいという審議内容でございます。

資料1-4を御覧いただければと思います。通しで15ページになります。

主に現行の委員会指示から改定されている事項を赤文字、傍線で示しております。

まず、漁業法の改正に伴いまして、根拠条項の条番号等が変更になっています。

それから、表題として「太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示」ということで、何に関する委員会指示なのかを分かりやすく表示させていただくということでございます。

1の（2）は、これも漁業法の改正に伴う必要な文言の修正でございます。

2番の「操業の承認」におきましては、承認期間を来年の漁期いっぱい更新させていただきたいということでございます。

そこから先の承認証の交付及び備付け義務ですとか承認番号の表示、漁獲成績報告書に係る事項は、従前どおりの内容という案にさせていただいております。

指示の有効期間としまして、お認めいただけましたら令和3年3月16日、本日から令和4年5月31日までを有効期間とさせていただきたいということです。

こちらが指示の内容となっております。

加えまして、それに関連する様式、それから20ページ以降に事務取扱要領（案）を付け

てございますが、基本的にはこちらは現行の委員会指示、それに伴う事務取扱要領と同様の内容となっております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○関会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などありましたらお願いします。ミュートを外して発声していただいて構いませんので。

そうしましたら、せっかくキンメダイに関係する1都3県の委員さんにお越しいただいていますので、まず神奈川県宮川委員、キンメダイ漁の状況などについて少し御説明をお願いします。

○宮川委員 こんにちは。神奈川県宮川です。

それでは、ちょっと漁模様を報告させていただきたいと思います。

神奈川県三崎地区の令和2年のキンメ漁は非常に悪かったです。一言で言うと大不漁と言ってもいいのかと思っています。前年比で59%、例年比で9.7%と非常に悪いです。中にはキンメを幻の魚だと冗談めいて言う人もいます。

原因としては、異常気象、高水温、あと急潮、サメ、イルカ、バラムツなどによる食害などが複合的に作用したと考えています。

こんなにキンメが獲れなくて経営的には大丈夫なのかと思われる方もおられるかと思いますが、経営的には、ほかの魚が獲れていたのでは何とか成り立っていたような状況です。また、去年は持続化給付金もあったので、経営的には助かった方がたくさんいたかと思えます。

相場的にはどうかといいますと、コロナ前に大分戻ってきています。

そんな不漁の中、救いは、ほかの地域では水揚げが伸びている地域もありまして、また平年並みの地域もあるので、そこが救いかなと思っています。

また、この3月に入って三崎地区でもキンメが少しずつ獲れ始めてきています。このまま続いてくれればなど、今後に期待したいと思っています。

○関会長 どうもありがとうございました。

もうお一方、静岡の鈴木委員、お願いできますか。

○鈴木（精）委員 キンメに関してですけれども、資料2ページの5にある漁業者の意見というところは、私も全くそのとおりだと思っています。とにかくキンメ漁というのは深海で漁をする関係上、現在の黒潮の大蛇行とかそういう潮流の影響が非常に大きいです。

だから、この大蛇行が発生してからの漁は非常に不漁が続いています。同じ県内でも、その影響がない所は平年並みとか平年より上という水揚げ量があると思うんですけども、伊豆半島に関しては速い潮の流れの影響を直接受けて、非常に苦戦しているところです。

資源管理自体は本当に必要なことだと思います。ただ、その中で、水揚げ量が減ったという評価の中で、そのときの潮の流れとか、先ほど宮川委員が言ったような食害といった影響で水揚げ量が減っている部分もあります。それを浜に来てもらってそういう現状を調査してもらうことも、数字を表す上でも非常に必要なことではないかと思います。

あと一つ気になることは、最近の漁で小型魚が非常に多く見受けられるようになりましてけれども、資源管理をするに当たって小型魚、1歳魚、2歳魚、3歳魚というものの規制をはっきりとしてもらった方が資源管理につながっていくのではないかと思います。

○関会長 どうもありがとうございました。

千葉の塩野委員、どうでしょうか。千葉県の状況など、もしありましたらお願いします。

○塩野委員 今、神奈川、静岡の方からかなり厳しい状況のお話を伺ったんですが、千葉県は、主力である銚子沖、勝浦沖は一時期、悪かった時期もあるんですけども、安定している状況です。

全体としての資源管理というのは、もう昔から重要だということで1都3県が既に進めております。ですから、これからも引き続き進めていくことになるんですけども、かなりもうやるところまでやっていますので、それぞれの浜の状況を見ながら進めなくては行けないと考えております。

○関会長 ありがとうございます。

東京都の有元委員、いかがでしょうか。状況についてコメントがあればお願いします。

○有元委員 皆さんと同じ意見で、資源管理の必要性はよく分かっておりますし、東京都としては、島では今、キンメダイに依存する部分がすごく大きくなっていますので、何とかして大事に使っていかねばいけないう気持ちと同じでございます。

最近すごく感じているんですけども、キンメダイ漁獲量の記録について都道府県別に出しておりますけれども、これを海域別に調べないと、どの海域でどういう大きさがどのように獲られているかという記録が取られていないのではないかと心配しております。このあたり、確認ができるものなのかどうか教えていただければ有り難いです。

○関会長 今、有元委員から、海域別の漁獲の記録は取っているんでしょうかということですけども、水産庁の方でどなたか答えられますか。

○西田補佐 現状、水産庁で行政的に使っているのは農林水産統計で、これは基本的に属人統計となっております。その県所属の漁業者の方の漁獲量が集計の基本となっております。一方、この資源評価の調査のために直接漁獲データを収集されている水研機構の方で、そういったバックグラウンドのデータがあるのか等々、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○亘グループ長（水産研究・教育機構） 水産研究・教育機構の亘と申します。

水産研究・教育機構では、1都3県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県ほか太平洋側でキンメダイを漁獲している県からの情報を収集しています。資源評価の報告書としては、今は県別の掲載ではございますけれども、詳細なデータにつきましても、ある程度の海域別というのは入手している状況です。実際、県からももう少し細かく載せられないかという相談を今、受けておまして、来年度の資源評価の報告書では、海域別に細かく出せるように少し改訂する方向で、今、検討を進めています。

○関会長 ありがとうございます。

有元委員、よろしかったでしょうか。

○有元委員 どうぞよろしくお願いいたします。回遊の経路ですとか成長とか海域別に違っているところまでは分かっている、それを都道府県という属人の統計でどこまでこれから詰めていけるのかを気にしておりました。今後よろしくお願いいたします。

○関会長 そのとおりですよ。水産庁の方でもそれぞれの浜の調査等も、コロナでままならない部分もありつつ、行っていくということですので、きめ細やかな対応をしていただければと思います。

そのほかに、ございませんでしょうか。この件につきまして、ほかにありましたらマイクのミュートを外して御発声いただければと思います。大丈夫ですか。

そうしましたら、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会指示第38号を本日付で発出するとともに、きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領を本日付で制定することとし、今後の事務手続上におきまして軽微な修正等があった場合は会長一任とさせていただきます。

賛成、反対あるいは異議あり・なしにつきまして、委員の皆様にはマイクをオンにして御発言いただければと思います。異議のあり、なしについて、いかがでしょうか。

（各自意思表示）

○関会長 特に異議「あり」の方がいらしたら、今、お願いします。

(表明なし)

○関会長 ありがとうございます。

異議なしということで、事務局に、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いしたいと思います。

次の議題に移る前に、水産庁の山口長官が参加されたということですので、参加して早々で申し訳ないんですけども、山口長官から一言いただければと思います。

○山口長官 皆様、お疲れさまでございます。水産庁長官の山口でございます。

本日は第34回太平洋広域漁業調整委員会ということでございまして、久しぶりに私も参加させていただいております。

新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか皆様方とお会いすることもできず、今日もこういうウェブ会議でお話を伺うことになりましたけれども、なるべく早くコロナがおさまって皆様方とお会いでき、また、水産物についても消費が回復して商売が繁盛するように、そういうことをお祈りしているところでございます。

本日の議題については、もう既にキンメダイが御了承いただいたところでございますけれども、皆様も資源管理の重要性については御承知のとおりだと思います。

昨年12月に新漁業法が施行されて、今回はその後、初めての広域調整委員会になるのではないかと考えておりますけれども、新しい制度の下で引き続き皆様方の御意見を伺いながら、適切な行政をやっていきたいと考えております。

今、キンメダイの話聞いていてちょっと思いましたのが、海域別の漁獲量がとれないかというお話ですけども、新しい法律の中では知事許可漁業についても漁業の実績報告を求めるという規定が入っております。ですので、許可漁業にすればもう少し細かいデータを船ごとに集めることができ、それが資源管理にも役立つのではないかと考えております。そういった点で、これは基本的には知事許可漁業になるかと思っておりますので、関係都県におかれましては御検討をお願いしたいところもあるかと考えております。

さらに、今日これから議論させていただきますけれども、クロマグロの遊漁についても、漁業者の皆様方からは、この新漁業法を作る際にも、資源管理の強化自体はいいことだけれども、何で漁業者ばかりが資源管理をやらなければいけないのか、遊漁者にも何らかの責任を負わせたらどうかというお話があったわけでございます。今回、水産庁内部でも検討した結果、今日の御提案という形で一定の資源管理に向けた規制の強化といいますか、制度の中に遊漁の皆様方にも入っていただいて、資源の増大と一緒に取り組んでいただく

体制を取るようになったわけでございます。

こういった形で一つ一つ、我々、資源管理に関するいろいろな施策を講じていきたいと思っております。その中においてはいろいろ皆様方の負担になるところもあるかと思っております。そういったものについては積立ぷらすなどを使いながら、御協力いただければと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

取り留めもない御挨拶でございますけれども、引き続き水産行政に御指導、御協力いただくことをお願いいたしまして、私の御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○関会長 山口長官、どうもありがとうございました。

そうしましたら、議事を進めていきたいと思っております。

続きまして議題（２）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてです。

これまでも本委員会におきまして、委員の皆様からクロマグロの遊漁の管理に関する御意見を多数頂いていたところですので。新漁業法に基づく資源管理が1月から始まっておりますが、漁業者の皆様が非常に厳しい資源管理に取り組んでいるクロマグロにつきまして、遊漁についても管理の検討が必要だということで、事務局より資料の説明を頂きたいと思っております。

○松尾室長 沿岸・遊漁室長の松尾でございます。よろしく申し上げます。

資料2-1を御覧いただきたいと思っております。委員会指示第39号（案）の概要でございます。

クロマグロにつきましては、御案内のとおりですけれどもWCPFC、国際的な資源管理措置を履行するため自主的管理という段階を経て、現在、特定水産資源に指定されております。漁獲量の総量による厳格な管理、中でも小型魚につきましては基準年からの半減ということで、大変厳しい数量管理が行われている魚種でございます。

また、これは資料に書いてございませんが、クロマグロでもう一つ特徴的なのは、それを獲ることを目的とする漁業は、広域漁業調整委員会の承認制も含めまして全て何らかの形で許可漁業となっております。自由漁業は存在していない。そんな中で遊漁だけが空白になっている、そういった特殊な魚種でございます。

そうしたことがありまして、遊漁者によるクロマグロの採捕について、何とか漁業者が取り組んでいる資源管理の枠組みに組み込んでいくことが昨今の重要な課題となっているところでございます。

遊漁者に対する指導につきましては、昨年12月に施行した新漁業法に基づきます資源管理基本方針におきましても「国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。」と明示されているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、特にクロマグロについては遅滞なく、より具体的な管理方策が求められているということでございます。

ただし、資料には書いておりませんが、これまで遊漁の管理が非常に難しいというのは、遊漁に対する規制をやろうとしたときに不特定多数、全国で遊漁者は700万人いると言われておりますけれども、こういった広い範囲の遊漁者が対象となりますので、直接の罰則を伴うような規制を導入するには十分な周知期間が必要になる。更に、漁業の管理もそうでしたけれども、試行的な取組を段階的に進めていくことが妥当であると考えられるところでございます。

そこで、この試行的取組の最初の段階として、今回の委員会指示を提案させていただいておりますが、クロマグロの遊漁者による採捕について、広域漁業調整委員会による規制を実施するということであります。

内容としては、大きく2つございます。

1番に書いておりますが、くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限。これは30キログラム未満の小型魚の遊漁による採捕を禁止する。意図せずに採捕した場合、直ちに海中に放流しなければならないこととするという内容です。

2番目は、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告です。大型魚を採捕した場合は、尾数、総重量等を報告しなければならない。この2つが大きな内容となっております。

また3番、指示の有効期間ですけれども、先ほど申しましたとおり、不特定多数の遊漁者が対象になりますので、十分な周知期間を設ける必要があるということで、これをお認めいただければ本委員会指示（案）については本日指示したことになるんですけれども、有効期間としては、本年6月1日から1年間と設定させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、資料2-2が委員会指示の案本体でございます。

ただいま私が申したことが書かれておるわけでございますが、1番、定義。ここは「遊漁者」だとか「海域」だとか「大型魚」「小型魚」の定義。

2番、小型魚の採捕の制限。申し上げたとおりです。

3番、大型魚の採捕実績の報告。こちらは少し細かくなりますけれども、遊漁者が大型

魚を採捕した場合には、陸揚げした日から10日以内に水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告する。報告する事項としては、（１）氏名、住所から（２）尾数、総重量、（３）陸揚げ日、（４）採捕した海域、こうした内容としております。

４番、指示の有効期間は、先ほど申し上げたとおり本年６月１日から令和４年５月末日まで。

５番、その他として「この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。」としておりますが、これはまためくっていただいて、具体的には大型魚の報告方法などに関してでございます。

資料２－３になります。

まず１番、採捕実績の報告方法として４つ書いてございます。いずれも水産庁のホームページ「遊漁の部屋」に方法自体を掲載することとしますが、１番目はウェブサイトへ直接入力してもらう方法、２番目は、今、水産庁委託事業などによって報告アプリを開発中でございますけれども、こうしたアプリケーションを用いた報告。３番目は電子メール、４番目はファクシミリ。

そして、電子メールやファクシミリで報告するときの様式が、２枚めくったところ取扱要領の別紙様式という形で用意してあります。

事務取扱要領（案）に戻っていただいて、２番目として、報告に関する留意事項。報告はキログラム単位、海域は区分を設けて、その区分のどこで獲ったか海域区分を付けて報告してくださいと。これは７ページ、一番最後のページの別図のように海域区分を設けております。

それから、若干細かいことになるんですけれども、個人情報の取扱いということで、遊漁者から氏名、住所を含めて採捕実績を報告していただいた場合、それを資源評価であるとかそのような取組に活用するために、国の機関であったり独立行政法人等であったり提供することがあるということについて、報告のフォーマットの中で同意していただいた上で報告していただく、こういったことをお願いしようと思っております。

簡単ですが、事務局からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。
○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等よろしくお願ひしたいと思います。

委員さん、御質問、御意見があったらマイクのミュートを外して御発声いただいて構いませんので、御意見をお願いします。

○花岡委員 御説明ありがとうございます。

ファーストステップとしてすばらしいと思いますし、特にアプリを開発されるですとかオンタイムで情報が報告されるということは、いいステップだと思います。

ただこれ、現時点では小型魚は獲らない、ですけれども大型のもの、30キロ以上のものは報告するだけになっていると理解しましたけれども、これいつかの時点で、まずはデータを集めてからなのかもしれませんけれども、漁獲枠を設ける、キャップを掛けることへのプロセスの一環だと思っていいでしょうか。この次、取りあえず報告をさせるという次のステップについて伺います。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの質問につきまして、水産庁からお答えをお願いします。

○松尾室長 ありがとうございます。

今、大型魚についてまずは報告を求める、その先をどう考えるかということですが、今回、クロマグロの遊漁を直接TAC制度によって管理する方式は取らないわけですが、国全体としてクロマグロの漁獲数量には上限がありますので、遊漁で報告された大型魚についても、考え方としては、国が持っているどこかの枠の中で消化していくと、積み上がっていくことになると思います。

その程度がどのぐらいなのかは正直やってみないと分からない部分があるんですけども、我々水産庁が調査しまして、これは遊漁船、釣り船だけなんですけれども、漁業で獲られているクロマグロの大型魚が6,000トン、7,000トン、8,000トンというオーダーであるのに対して、遊漁船で獲られているのは5、6トンぐらいではないかと思積もっております。それが全体の資源管理にどのぐらい影響を与え得るかを見極めながらになると思いますけれども、必要であれば遊漁に対する採捕制限も、積み上がり状況によっては検討しなければいけないと考えているところでございます。

○関会長 花岡委員、取りあえずいいですかね、御質問に対する答えとしては。

○花岡委員 御質問いただいて、ありがとうございます。冒頭に水産庁さんがおっしゃったみたいに、やはり資源管理をしっかりやろうと努力されている漁業者さんたちと、遊漁の方々、結局は国の枠を使うことになりますので、そこでの不平等がないようにということが大事だと思います。

なので今、そういう形でデータを集めて、それがどういう影響を与えるのかといった評価は、きちんと公開できる形でやっていただくようにお願いします。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問等あれば御発声をお願いします。

○竹林委員 今の花岡委員への回答についてですけれども、漁業者からの枠が減るようなことがあってはならないと考えますけれども、その辺はどうか。

もう一点、指示に従わないときの罰則等は考えているのか。

2点お願いします。

○関会長 回答をお願いします。

○松尾室長 遊漁で獲る分が漁業者の枠に影響しないようにしなければならないという御意見と受け取りましたけれども、これは考え方としては、まず、いきなりそれで漁業者の枠を減らすことはなく、国が持っている留保枠の中で吸収するというのが基本的な考え方かと思えます。

それから、指示に従わない場合ですけれども、これは広域委員会の委員会指示ですので、従わない者がいた場合には、大臣が裏付命令を、者を特定して発することになります。その命令に従わない場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は拘留若しくは科料に処するというふうに罰則が設けられております。

○竹林委員 了解です。ありがとうございました。

○関会長 そのほかにございませんでしょうか。せつかくの機会ですので、質問等ある方はマイクのミュートを外して御発声いただければと思います。

○福島委員 松尾室長、すみません、ちょっと教えてください。

先ほど遊漁者が推定で700万人と言っていたんですけれども、この700万人のうち、実際に大型のマグロを獲っている人は推定で何万人ぐらいいるのかと思って。

○松尾室長 福島委員、ありがとうございます。

700万人のうちどのぐらいの人がクロマグロを獲っているのかは、我々も把握しかねている——遊漁船も含めて正確には把握できていないところですが、釣り関係の団体にいろいろ聞いてみたところ、例えばクロマグロの大型魚を専門的に狙っているような遊漁船とか、あるいはプレジャーボートでクロマグロの大型魚だけを釣る人というのは、そんなに数はいないだろうと言われております。

ただ、小型魚になってしまうと、加入がよければ偶発的に釣れてしまうことはあると思いますので、そういう意味では、大型魚に比べて多くの遊漁者の方が触れる機会があるのかなとは考えております。

○福島委員 ありがとうございます。

取りあえず今年1年かけて大体どのぐらいの数量になるのかを見てから、来年からまた何かやっていくということによろしいのでしょうか。

○松尾室長 そのとおりでございます。

今年1年かけてというところにつきましても、先ほど大体このぐらいだろうという数量を、我々これまで調査して、ある程度つかんではいるところなんですけれども、その想定を大幅に上回るようなことがあった場合には、今年度内の対応についてもまた検討したいとは思っております。

○福島委員 ありがとうございます。

○関会長 そのほかに、ございませんでしょうか。

ちなみに水産庁さん、報告用のアプリケーションの開発中と伺いましたけれども、これは大体いつ頃から利用可能になるのでしょうか。

○松尾室長 今、御質問がありましたアプリですが、水産庁の委託事業で、今、クックパッドさんを使ってツリバカメラというものを実験開発中なんですけれども、これは同様の予算事業を令和3年度も引き続き実施することにしておりまして、クロマグロに関しては特にですけれども、この6月の報告の仕組みがスタートするまでを目がけて急ぎ開発したい、実用化したいと思っているところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

やはり簡単に報告できるような形が非常に重要ななと思いましたので、質問させていただきました。

そのほかに、いかがでしょうか。

○井上委員 クロマグロの小型魚の採捕の場合は、意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならないとなっておりますけれども、大型魚も、実際に100%報告があるのかどうか、その点も不明だし、できれば大型魚も、直ちに海中に放流しなければならないというふうにはならないんですかね。

○関会長 そのあたり、水産庁さんいかがでしょうか。

○松尾室長 この委員会指示は、ファーストステップとして漁業者に資源管理への協力を求める、ある程度強制力がある形で求めるときの持ち出しとして、まず優先順位として小型魚、同じ量を獲ったときの資源へのインパクトがより高い小型魚の方を保護することに優先順位を置いて、協力いただくという考え方でございます。大型魚まで、何から何まで

遊漁者に一切獲るなということでは、なかなか遊漁者の協力、理解も得られにくいのではないかと考えておりますので、まずはこの形でスタートさせていただきたいというのが我々の考えでございます。

○井上委員 分かりましたけれども、なぜ私とその辺のことを申し上げたかといいますと、我々この流し網というのは、現在、大型船、小型船入れて70隻ぐらいいるわけなんですね。それで今、沿岸の小型、大型、かなりの量が増えてきているんですね。その中で、早い船は、もう1月いっぱい消化してしまったというような船が何隻もおります。と申しますのは、70隻の中で我々流し網船の枠は大型、小型合わせて53.4トンとなっているんですよ。ほかの漁業者からすると我々のトン数は本当に少ないわけなんですね。それを今は、もう1月で消化したり2月で消化したという船もある中で、漁業者がそうして一生懸命、直ちに海中に放流しなければならないということでやっているのに、遊漁者と言えば早い話、遊びと言っては申し訳ないですけども、漁業者と遊漁者の境というのは、やはり漁業者が基本的であって遊漁者はいかがなものかなと思ったものですから、今の意見を申し上げた次第でございます。

○関会長 ありがとうございます。

そうですね、気持ち的に理解できるところがあるんですけども、水産庁さんから一言コメントを頂ければと思います。

○井上委員 水産庁さんから、よろしく申し上げます。

○藤田部長 井上委員の御意見、よく分かります。漁業者の目線から見れば、漁業者の方が我慢しているときに遊漁者が獲っているというのは感情的にはなかなか厳しいものがあるということだろうと思います。

ただ、2つ申し上げたいのは、1つは、クロマグロに関しましてはTACで管理することになっておりますので、TACで管理する限りは同じ漁業者同士でも、枠がいっぱいになったところとそうでないところということでは、当然枠がいっぱいになったところが止まっているときに、枠がまだ残っているところでは漁獲が続くという部分が生じます。そういう面では各県にいろいろ御努力いただいて、融通措置等をやって、できるだけ枠の有効活用といいますか、そういったものに取り組んでいただいていることにまず感謝申し上げますし、そういうことを引き続きやっていきたいと思っています。

もう一つは、そういった意味で、遊漁の方にも資源管理の枠の中にしっかり入っていたらこうということであれば、当然段階といいますか、いきなり遊漁の方に、今までできて

いたことが急に全くできなくなるみたいな、そういうアプローチではかえって協力が得にくくなるんだろうと思いますので、やはりお互いある程度我慢しながら理解し合えると思いますか、そういうステップが必要なんだろうと思っておりますので、その点はちょっと広い目でといいますか、懐の深い考え方で受け止めていただけると有り難いなと思います。

○井上委員 分かりました。

前回の委員会でもどなたかおっしゃったと思いますが、こういう状況であれば後継者もいなくなるというふうな話がちょろっと出ておったんですけれども、2025年までですか、TACといいますか、この規制ですね。その後も、枠に達しなければまたやらざるを得ないといったこともちょっと聞いているんですけれども、やはりこういう、先ほど申し上げましたように危機な、正直申し上げますと、もう出ても漁場を変えてやればサメばかりとか、そうなってくると後継者もいなくなる、そういう意見は我々の全国大目の理事会でも漁業者からの意見がかなり強いところがあるものですから、そういうことも含めての話をしたわけでございますので、今、水産庁がおっしゃるとおり、心を広くとおっしゃられればそれまでですけれども、何せトン数が53.4トンですか、それしかないというところがあるものですから、ちょっと意見を言わせてもらいました。

○関会長 ありがとうございます。

井上委員の言うこともものすごくよく理解できます。ただ、段階を追いながら、多分遊漁の人にもこの状況を理解してもらい、一緒に考えてもらうために、その枠に入ってきてもらう段階から始めるという意図もあるかなと思います。なかなか難しい問題ですね。

○花岡委員 今のお話、ファーストステップとしてはいいと私、先ほどのコメントでもお伝えしたんですけれども、やはり漁業者・遊漁者双方の納得感とか公平感が必要で、それが得られないと広い心を持つしかなくなってしまうわけですよ。でも、本当はそうではない、それで終わってしまうべき話ではないと思うんです。

何が必要なのか、やはりゴールとロードマップだと思います。何を達成するために今このファーストステップを踏むのかというところが共有されないと、やはり漁業者からも遊漁者からも納得を得にくいところがあるのではないかと思います。行く行くは、遊漁船でマグロを獲る可能性のあるものは許可がないとオペレートできないようになって、毎回遊漁に行ったときは何匹しか獲ってはいけないとか、それはもちろん報告するといったしっかりしたルール、公平なルールを作るべきだと思います。そこからバックキャストしたロードマップが必要なのではないかと。これはこの遊漁の話だけではなくて、いろいろなイシ

ューで水産庁さんにもお話しさせていただいていますけれども、共通して必要だと思います。

○関会長 ありがとうございます。

そうですね、確かに、どちらかがずっと我慢している状況というのは多分続かないと思いますね。そのあたりの計画等は、水産庁さんとしてはどのように捉えていますでしょうか。

○松尾室長 今、花岡委員からお話がありましたロードマップ、最終的に何を目指してやっていくかということにつきまして、すみません、私、説明の中でちょっと言い漏らした部分がありました。

やはり数量管理のあるべき姿としては、遊漁について、取りあえずこれは委員会指示という形で、新漁業法第2章に基づく漁獲数量管理とは少し切り離してやるわけですが、こういった広域委員会指示による報告制度、そういったもの、あるいは小型魚を獲らないというルールが周知されて遊漁者の間にも定着していく状況を見極めながら、最終的には遊漁についても漁業と同じ資源管理基本方針の中で、管理区分を設けて同じルールで数量管理を実施していくことをあるべき姿として考えているところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。

それでは、そのほかにもございませんでしょうか。今、大分やり取りが進んだ感じがいたしますけれども、ほかにも御意見あれば承りたいと思います。よろしいですか。御意見がある方はマイクミュートを外して御発声いただいて構いませんので。よろしいでしょうか。チャットで意見を書いていただいても構いませんが。

○井上委員 先ほどの花岡委員の意見に大賛成でございますので、よろしくどうぞ。

○関会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。御意見ある人はマイクミュートを外して御発声いただければと思います。よろしいですか。

そうしましたら、これをやるということ、最終的なあるべき姿、目標みたいなものを定めて、そこに向かっていくんだよというようなロードマップのようなものは必要だねとか、そういう御意見はいろいろ出たわけですが、まずは遊漁に対する第1のステップということで、本委員会としては太平洋広域漁業調整委員会指示第39号を本日付で発出するとともに、太平洋広域漁業調整委員会指示第39号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に

関する事務取扱要領を本日付で制定することとし、後の事務手続におきまして軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきたいと思います。

賛成、反対につきまして、マイクをオンにして御発声いただければと思います。特にまだまだ異議があるよ、まだちょっと反対だよという方は大きな声で御発声をお願いしたいと思います。

○小野委員 賛成ですが、ちょっと気に掛かったのは今後の周知方法ですね。遊漁者に対する周知はどんな方法とするのか、ちょっとお教え願えれば。

○関会長 水産庁さん、周知方法について御説明いただけますか。

○松尾室長 周知は一番必要なことだと思っております。

本日この委員会で指示が発出されましたら、ある程度マスコミ等によって報じられるというのがキックオフになると思いますけれども、各メディアですとか、あるいは我々が考えていますのは、釣り関係団体や都道府県にも御協力をお願いすることになると思いますけれども、そういったところを通じまして、広報素材をこちらで用意して釣り具屋ですとか遊漁者が閲覧する可能性が高い場所、ツールを使って全力で周知してまいりたいと考えております。

○小野委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○関会長 そのほか、異議があるとかまだ質問があるよという方は御発声をお願いします。

○佐々木委員 原案賛成なんですけれども、遊漁者への委員会指示については、先ほどから説明があるように700万人もおるということなので、これは正しく千差万別の実態がありますので、水産庁としては、この委員会指示をより実効性のある方向で、具体的な指導を強化していただきたい。これは非常に時間もかかるし数も多いわけですがけれども、そういうことを中心とした指導を徹底していただきたいと思っております。

○関会長 ありがとうございます。

そのほか質問、あるいは異議があるという方は特に御発声をお願いします。

異議ありの声もないので、これをやるに当たっているいろいろ注文等も付け加わっているわけですがけれども、本筋については異議なしということで賜りたいと思います。

それでは、事務局に、委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いしたいと思っております。

それでは、次の議題に入る前に1度休憩を取りたいと思っております。今、15時20分で15分間休憩を取りたいと思っておりますので、15時35分に議事を再開したいと思っております。

水産庁さん、この時間でよろしいでしょうか。

○西田補佐 結構でございます。よろしくお願いいたします。

○関会長 では、15時35分まで休憩とします。

午後 3 時21分 休憩

午後 3 時35分 再開

○関会長 15時35分になりましたので、会議を再開したいと思います。

ウェブ会議では皆さんが揃っているかどうか分からないのがちょっと辛いところですが、時間になりましたので再開したいと思います。

議題（3）その他に入りたいと思います。

まずは①沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新についてです。

昨年12月に行われた本委員会において発出した委員会指示第37号に基づく承認の一斉更新の手続を行っておりますので、承認申請の状況等について事務局から説明をお願いします。

○西田補佐 資料3-1に沿って、承認申請の状況を御報告申し上げます。

まずスライド番号1を御覧いただければと思います。

これまでの経緯ということで、平成25年以降、太平洋広域漁業調整委員会からの指示による承認制に移行しているということで、現行の承認期間が令和3年3月いっぱいまでのため、去年12月に行われた委員会で新たな委員会指示を発出して、現在、承認の更新手続をしておるところでございます。

資料をおめくりいただきまして、スライド番号2を御覧いただければと思います。

委員会指示の概要でございますが、こちらは過去5年の実績者の方を承認対象とすることで、管理をなお一層推進することとしております。承認条件といたしまして、過去5年間に1キロ以上の漁獲実績を有する方であること、採捕停止命令に従わない漁業者ではないことが条件となっております。

すみません、この②の下に書いてあります細かい説明書きに2か所誤字がありますので、訂正させていただければと思います。まず1点目が、文中にあります「採捕停止命令」の「サイ」の字が国際の「際」になっておりますので、こちらを採捕の「採」に直させていただきますということと、最後の部分、「意見書」の「ショ」が「所」になっておりますので、こちらを「書」という字に修正させていただきたいと思います。

太平洋広域漁業調整委員会指示は、令和2年12月2日に発出されているということでご

ざいます。

続きまして、スライド番号3を御覧いただければと思います。

経緯等々を含めていろいろ書いてございますが、主に右下にあります表の部分を御覧いただければと思います。

この表は、各都道府県ごとに平成27年からの承認数の推移と、赤枠で囲ってあるR3.4という部分に今回承認申請を頂いている数字が記載されております。全国の合計の値が一番右下にございまして、現在、全国で1万7,379件の申請を頂いているということでございます。こちらは直近比較可能な平成30年7月の承認数と比較しますと、768件の減少となっております。

続きまして、スライド番号4を御覧いただければと思います。

こちらは管轄する各広域漁業調整委員会別、都道府県別の申請数の内訳になってございます。太平洋広域漁業調整委員会に対しましては8,269件の申請が現在なされておりました。現在、事務局で審査、承認手続の最中です。今月中には審査の上、承認の発出を行わせていただきたいという現状でございます。

事務局からの御報告は以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。チャットに書き込んでいただいてもいいですし、マイクのミュートを外して御発声いただいても構いません。

これは、こういう御報告ということなので、よろしいでしょうかね。

特に質問等もないようですので、②に移らせていただきたいと思います。

②は新漁業法に基づく新たな資源管理についてということで、事務局より説明をお願いします。

○西田補佐 では、新たな資源管理について、資料3-2-1と資料3-2-2に沿いまして、主に資料3-2-1に沿って御説明させていただきたいと思います。

「これまでの自主的な管理と今後」ということで、スライド番号1を御覧いただければと思います。

昨年9月に新たな資源管理の推進についてロードマップを公表させていただきまして、全体の進め方をお示ししているところでございますが、その中で、この右下の部分を御覧いただければと思うんですけれども、管理措置の中で、資源管理協定というものが位置づ

けられております。現在、自主的な管理措置については資源管理計画に沿って各地域、各漁業種類の部門ごとに取り組んでいただいているんですけれども、新漁業法の下ではこちらを資源管理協定というものに移行していただくというプロセスがございますので、本日は、これについて少し詳細な御説明をさせていただきたいと思っております。

スライド番号2から4にかけて、新たな資源管理の推進に向けたロードマップがそれぞれ分割して示されておるところでございます。

資源管理協定につきましてはロードマップの中で、スライド番号4を御覧いただければ思うんですけれども、こちらの赤い点線で囲まれた部分で、ロードマップのパーツの1つとして位置づけられておるところでございます。

続きまして、スライド番号5を御覧いただければと思っております。

新たな資源管理システムにおける自主的な管理ということで、現行は、国や都道府県の資源管理指針を基に作成されています資源管理計画に沿って、各地域、各部門でそれぞれ自主的な管理措置に取り組んでいただいておりますが、今後、新漁業法の下では、都道府県資源管理方針に基づいて締結されます資源管理協定に基づいた管理に移行していただきたいということでございます。

左の黄色いボックスの上から3番目の●を御覧いただければと思っておりますけれども、今後、議論が進んで国や都道府県による公的規制がいろいろ出てまいります、漁業者の方による自主的な取組の組合せによる資源管理の枠組みは、今後も存続するというところでございます。TACを入れればそれで終わりという話ではなくて、浜の実情に応じて様々取り組んでいただいている自主的な取組も、今後、協定に位置づけて取り組んでいただくこととしております。

その中で、何回か申し上げておりますが、現行の資源管理計画は、新漁業法に基づく資源管理協定に移行することとなっております。

続きまして、スライド番号6を御覧いただければと思っております。

先ほどから申しております資源管理協定は、現行の資源管理計画と何が違うのかというところでございますが、一番大きく違うのは、現行の資源管理計画は管理措置としてそれぞれ、例えば網目制限ですとか保護区の設定、休漁などの自主的な取組として、取り組んでいただく事項そのものを中心に記載されているんですけれども、協定においてはそれに加えて、目指すべき資源の姿を記載した資源管理目標を入れていただくことにしております。

左側の黄色い四角の①のアを御覧いただければと思うんですけども、資源評価対象種については、その評価結果に基づいて資源管理目標を設定することになっております。また、これで全部をカバーしているわけではございませんので、資源評価が未実施のものにつきましては、利用可能な最善の科学情報を用いて目標を設定することとなっております。

この目標を入れた資源管理協定は、国の管理している漁業であれば農林水産大臣、都道府県知事許可等で管理されている漁業あるいは自由漁業等に関しましては都道府県知事がその協定を認定して、その内容を公表することとなっております。

資源管理計画から資源管理協定への移行は、令和5年度までに完了することとさせていただきます。

一番最後の●を御覧いただければと思いますが、資源管理協定に参加いただく漁業者の方は、漁業収入安定対策に加入できることとしております。

続きまして、スライド番号7は飛ばしましてスライド番号8を御覧いただければと思います。

資源管理協定の概要でございます。

まず、TAC対象種、特定水産資源におきましては、資源管理協定というのはTAC管理、漁獲可能量管理を補完するものであるという位置づけでございます。また、特定水産資源以外の魚種におきましては、資源管理目標を達成するための主要手段となる。この協定の実行をもって目標を達成していくという位置づけになります。内容としては、漁業者の方自身による自主的な資源管理を定めたものとなっております。

協定は、漁業者の方に水産資源ごと、魚種ごとですね、あるいは漁業種類ごとに締結していただくこととしております。

資源管理方針の対象となる資源でございますが、まず、新漁業法の規定に基づいて目標が定められた資源、あるいは現在、国の資源管理指針で対象とされている水産資源でございます。

都道府県管理方針の対象となる資源としては、都道府県にとって重要な、地域としての重要水産資源、そのほか協定を締結するために必要なものも資源管理方針に記載していただくということでございます。

この協定の有効期間は、5年を上回らない期間で締結していただくこととなっております。

スライド番号9を御覧いただければと思います。

こちらは協定への移行の全体の流れをお示しした資料になっておりますが、まず準備としては、国、それから都道府県の方でそれぞれ管理目標を管理方針、基本方針に定めることと、協定の認定基準を定める、それから履行確認とか評価・検証の方法、運用を決定する。ここまでは主に行政、それから資源管理協議会の準備のプロセスになります。

続きまして、中段の黄色い四角を御覧いただければと思いますけれども、漁業者の方には、行政で示す認定基準に合致するように資源管理協定の内容を定めていただきます。そして締結する漁業者の方から都道府県に対しまして資源管理協定の認定申請を行っていただきまして、認定を受けるということでございます。認定を受けた協定は、内容が公表されるということでございますが、その公表の方法ですとか内容をどこまで公表するのかは、今後の議論となっております。

一旦それで定めて公表していただいたものを実行していただくわけですが、現行、資源管理計画の取組内容は資源管理協議会でその内容の履行確認を行っていただいているんですけども、この資源管理協定におきましても引き続き、資源管理協議会で取組内容の履行確認を行っていただくこととなっております。

都道府県はこの協定を定期的に評価・検証していただいた上で、必要に応じてその取組内容の見直し等々を行っていただいた後に、その内容を公表する。このプロセスを繰り返すことによって資源管理の取組をより高度なもの、深いものにしていただくと、そういったことで考えております。

続きまして、スライド番号10を御覧いただければと思います。

ここは、先ほども全体の中で簡単に御説明させていただきました。まず、計画と一番違うのが資源管理目標を設定すること。資源評価がなされている魚種についてはその評価を使っていただくことと、それがなされていないものは、利用可能な最善の情報を用いて目標を設定していただくこととなっております。

続きまして、スライド番号11を御覧いただければと思います。

現行の資源管理計画で定めていただいている事項と協定に定める事項では、特にどこが大きく変わるのかを具体的に対照表でお示ししております。

特に大きく変わる事項としまして、あっせんすべきことを求める場合の手続。これは協定にまだ参加しておられない漁業者の方に対して、「参加してはどうですか」というあっせんを知事あるいは大臣に求める場合の手続を協定の中に規定していただく必要があるというところが、現行の計画と一番大きく変わるところでございます。

ほかの事項につきましては、この表を御覧いただければと思います。

スライド番号12、13につきましてはお目通しいただければと思います。

続きまして、スライド番号14を御覧いただければと思います。

こちらは協定の内容の認定基準に対して、大まかなイメージでどういった内容を満たしていれば認定されるのかという概略をお示ししたものでございます。

まず1つは、一番上にありますように、資源管理基本方針あるいは都道府県の管理方針に照らして適当なものであるということでございます。

2つ目の要件といたしまして、漁獲量の管理を行うために効果的なものであること。例えば公的な規制より早い段階で発動する漁獲の抑制・是正措置ですとか、あるいはIQ的な数量管理、休漁、こういったものが内容として入っていること。こういった条件を満たしていただければ協定として知事又は大臣に認定されるということで、基本的に現行の資源管理計画から大きくハードルを上げるものではなくて、実情に応じて検討いただいて取組可能なものを盛り込んでいただければ、基本的には認定されると御理解いただければと思います。

続きまして、スライド番号16を御覧いただければと思います。

履行確認でございます。

現行の資源管理計画の履行におきましても、その内容に応じた履行確認をそれぞれの資源管理協議会で行っていただいているところでございますが、協定に移行した後も同じように資源管理協議会が、例えば休漁であれば操業日誌ですとか仕切伝票、漁獲量規制も同様に操業日誌ですとか仕切伝票、あるいは操業区域の規制であればVMSなどの記録、こういったものを資源管理協議会で確認していただいた上で、その履行を確認するということで、こちらは現行の資源管理計画の履行確認と大きく変わらないと御理解いただければと思います。

続きまして、スライド番号17を御覧いただければと思います。

協定につきましては定期的に評価・検証を実施して、必要な取組内容の見直しを行うこととしておりますが、その頻度につきましては、協定有効期間の半ばと終了時としております。例えば有効期間が5年間の協定であれば、3年目と5年目がその評価・検証の年に当たると理解いただければと思います。

評価・検証の結果は、水産庁又は各都道府県のホームページで公表することを想定しております。その内容、形式につきましては今後の検討ということでございます。

スライド番号18を御覧いただければと思います。

資源管理協議会の今後でございます。

資源管理協議会の役割につきましては、先ほどの説明においても述べましたとおり、履行確認等で役割を果たしていただくということでございますが、新漁業法下の資源管理協議会といたしましては、その構成員として、特に試験研究機関から入っていただく方につきましては、資源評価の専門家の方に入っていただくことが望ましいということになっております。

最後、スライド番号19で、今まで御説明してきた事項のまとめを表示させていただいております。

新たな資源管理における実績管理は今後このように変わっていくんですけども、広域漁業調整委員会としては引き続き、必要に応じて委員会指示を発出することによって広域資源への自主的管理措置を法的に担保していくことが重要な役割となっております。

また、今後、新たに資源評価が行われて、先ほど御紹介したように資源管理の目標が設定される魚種が続々と出てまいりますので、これらの資源について広域的な資源管理措置の検討が必要な場合は、これまで議論いただいた広域資源管理方針の見直しも含めて検討していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

資料3-2-2につきましては、沿岸漁業者の方向けに新しい資源管理の内容を分かりやすく解説したパンフレットで、水産庁ホームページで公表しております。また、今後、ロードマップに関する各地域での現地説明会などにおきましても、こういったパンフレット等も活用して理解の促進に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。チャットに書き込んでいただいてもいいですし、マイクのミュートを外して御発声いただいても構いませんので、御意見をお願いします。

○船越委員 私、委員会の前に現場で漁業をやっている方の意見を何人かから聞いてくるんですけども、こういうことを言っていたんですね。つまり、獲り過ぎて資源が減った、こういう取り上げ方をテレビとか雑誌とか、マスコミの方はよくやりますけれども、実際にはそうではないんだよということを言っておいてくれと強く言われたんですね。

というのは、愛知県の場合ですと船びき、それから底びき、いろいろな漁業者の方は本

当にまじめに資源管理に取り組んでおります。しかし、最近海が変わったとよく言われます。資源管理に本当にまじめに取り組んでいても、海の環境の変化が大きいため取組の成果が埋没している。これを、あたかも獲り過ぎで資源が減ったというような形で言われるのは本当に腹が立つ、そういうことを言われるんですね。

確かに獲り過ぎで資源が減る場合も多々あるかと思いますが、伊勢湾、三河湾あるいは遠州灘を見ている限りでは、この5、6年は非常に環境の変化が大きいです。特に黒潮が大蛇行していますけれども、内湾では貧栄養ですね、窒素やリンが足りない、こういう問題があります。それからサワラで代表されるように、南方系の暖水性魚類が今、非常に増えております。そうしますと漁業生産の土台といいますか、ベースが変わっているのではないかと。

そういう中で今年度から本格的に新たな資源管理が始まるわけですが、そこで水研機構の方にお伺いしたいんですけれども、今後、資源評価が行政から独立して、研究機関で行うことが先ほどの資料にも書いてあるんですけれども、その中で、神戸チャートという方法で資源の評価をすることが前回での委員会でも言われております。この神戸チャートというのは、時系列的に過去のデータから資源水準、漁獲圧力の関係をプロットして、MSYにたどり着くための方法を作っているわけなんですけれども、今、言いましたように、近年、非常に海の生産構造が変わってきている。こういう中で、単純にデータをプロットして、このことによって漁業を規制しようとするのは非常に大きな問題をはらんでいるのではないかと、今後この神戸チャートを含めて今現在、大きく変わりつつある海の環境を新しい資源管理の方法の中でどういうふうに取り入れていくのか、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○関会長 水研機構の方、御回答をお願いしますでしょうか。

○亘グループ長（水産研究・教育機構） ただいまの船越委員からの御質問につきまして、私、今、直接お答えできる材料を持っていませんので、機構の方に持ち帰りまして改めて回答させていただくということでもよろしいでしょうか。

○船越委員 結構です。

では、最後に要望ですが、多分、今ある神戸チャートを中心とした資源評価の制度は環境問題を抜きにしてやっているということで、誤差が非常に大きいと思います。ですから、この誤差が大きい中での資源管理ということですから、是非制度の運用に当たっては柔軟に運用していただきたい、こういう要望をしておきます。

○関会長 ありがとうございます。

○魚谷室長 水産庁から補足というか、いくつか御説明したい点がございます。

まず、神戸チャートの考え方ですけれども、これは新たな資源管理のベースとなる資源評価結果の示し方ということで、これまで資源評価の結果は、高位、中位、低位等、動向が減少、横ばい、増加という形でしたけれども、神戸チャートでは、先ほどの意見の中でも出てきましたけれども、漁獲圧力と資源水準の過去からの経緯を同時に表す図でございまして。ですので、減っている場合にこの推移を見ると、漁獲圧力が高いことによって資源が減っているのか、漁獲圧力が低いのに減っているということであれば違う原因だろうという推測が成り立つわけで、そういう見方にも使えるものだと考えております。

ですので、漁獲圧力と資源水準との関係を見るという意味で、神戸チャートというのはこれまでの示し方よりも一歩改善しているものではないかと考えます。

一方で、いろいろなMSYの水準を出すベースとなる再生産関係、要は親子関係、親がどれぐらいいれば子がどれぐらい加入してきますという関係ですけれども、それをベースにMSYの水準等は計算するわけですけれども、これは過去に蓄積されたデータに基づいてベースとなる再生産関係を推定して、ホッケー・スティック型だとかリッカー型だとか、そういう当てはまりのよさで採択するわけですけれども、もちろん環境が変われば、過去、蓄積されてきた再生産関係が使えるのかという問題は生じると思います。

その点についてはおっしゃるとおりで、水研機構さんの方でもいろいろな魚種によって、例えばマイワシであれば再生産関係1本ではなく、高加入期と通常加入期というか低加入期というか2つに分けて、環境の変化によってどちらに乗っているというのを考えて将来を予測したりという工夫はされていますけれども、今、正にいろいろな環境変化が起こっているのではないかとというようなことがある中で、どこまでそこを工夫できるのか、要は環境要因をどこまで取り込めるのかということについては、評価の面での今後の課題だと考えております。

もう一つ、不漁、海洋環境要因の把握という意味では、この次の議題で資源管理関係予算の説明をする資料3-3の中で、資源評価関係の予算の概要も載せておまして、8ページに「水産資源調査・評価推進事業」とございますけれども、その中の3.として海洋環境要因の把握（不漁要因の解明等）といったことで、こういったところにも予算を措置して、「海洋環境と資源変動や漁場形成との関係の解明等に取り組みます」とありますけれども、今後、こういったところについて予算措置もしながら、引き続き対応していく考

えでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、補足の説明をさせていただきました。

○関会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

○花岡委員 御説明いただいて、ありがとうございます。

これは先ほど私、ロードマップが必要で、目的があってそこからのバックキャストが必要だと言いましたけれども、正にそういう考え方に基づいた進め方だと思っています。ありがとうございます。

先ほどの件で、環境要因ですか、やはりそこへの対応は必要だと思います。環境変化に対してレジリエンスをしっかりと担保していくことが、日本においても水産業の成長産業化に欠かせないところなので、そのための第一歩として必要なのは、やはりどういう要因があって、どういう影響になっているかというところのデータ集めです。それをするために、スライド1枚目にICTを活用した情報収集等があって、それはすごくオンタイムで情報を収集できるのですばらしいことだと思います。

一方で、情報収集の場所については漁協とか市場がメインだとこの資料にありますけれども、漁獲現場からの情報、つまり水揚げされる前、混獲されて破棄されるですとかそういったものも含めた情報が、やはり環境レジリエンスを考える上では不可欠なので、漁獲する現場からの情報収集も強化する必要があるかと思っています。

あとは主に説明されていた資源管理協定についても、しっかり目標数値が定められて、努力やプロセスではなく結果が評価されるというのは本当にすばらしい前進だなと思います。

評価や検証結果が公表されるというのも極めて大事なところで、先ほどもお伝えしました公平感ですとか納得感といったところにつながっていく。是非しっかりと公表していただきたいと思います。

あとは、TAC対象魚種をどのように選定していくのかというところ、赤字で「漁獲量が多いものを中心に」とは書いていますけれども、その後もいくつか書いていますので、そこを、明確な基準を作ってください。つまり、これはTAC魚種に選定されないものが資源管理協定の対象になるので、どちらにおいてもその基準を明確にさせていただくことが必要かなと思い、もし一律で明確な基準を作ることが不可能であるならば、調整が必要なのであれば、その調整のプロセスをオープンにさせていただくことが大事だと思います。

○関会長 コメントありがとうございます。

コメントに対して、水産庁さんから何かあればお願いします。

○魚谷室長 ありがとうございます。

最後におっしゃったTACの対象となるものの基準といいますか、これについてはスライドの3番で「漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、」と書いておまして、具体的な魚種としてその右側に第1陣、第2陣ということで、カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシから15種ほど、令和5年度までの間にTAC化に向けて検討あるいは議論を進めるものについてお示ししております。

先ほど資源評価の精度の話もありましたけれども、TAC管理をするという前提では、MSYベースでの資源評価結果の一定以上の精度のものが出せる状況になっているものでないと、なかなかTAC化に向けた議論は進まないだろうと考えますので、そういう形で、要はTAC化の議論に堪え得る精度でのMSYベースの資源評価ができるもの、近々に出せるであろうものというところで、ある意味、線引きをして、この15種を今後の検討対象の魚種としてお示ししているところでございます。

○関会長 ありがとうございます。

○北門委員 私、手を挙げた段階で魚谷室長と花岡委員から大分コメントがありましたので、余り申し上げる必要はなくなったかもしれませんが、神戸プロットについて、魚谷室長がおっしゃったように資源状態を視覚的に表す手段として、国際会議等でも使っておりますので、分かりやすいチャートであることには間違いはないんですけども、ただ、分かりやすいがゆえに間違ったメッセージになってはいけないというのが多分、船越委員のメッセージかなと思います。

といいますのは、MSYというのは一つの値として出てくるわけです。そして、そのMSYに関連した指標もあくまで推定値として出てくるわけですが、環境が違えばMSYも変わりますし、漁業の形態あるいは各漁業のコントリビューションが変わればMSY自身も変わってきますので、MSYが不変であると思っはいけないと思います。それはこれから先もそうなんですけれども、過去のMSYに係する値も実は時間的に変化している可能性があります。にもかかわらず一定のMSYの値を指標として神戸チャートを描いてしまうとミスリードになる可能性もありますので、一部の資源評価会議ではそういうことを私の方からコメントもしているんですけども、必ずしも不変ではない、すなわち必ずしも時間的に一定でないということも念頭に置いて理解しなければいけないと思

ます。もしそういう種があるようでしたら、それはしっかりリマークとして表に載せるべきだ、あるいは時間的に変化するMSYを指標として用いて神戸プロットを描くべきだと思います。

それから、MSYがある程度正確に推定できているという前提の下、TAC管理に進むというお話があったんですけども、水産資源評価会議等に参加させていただいて、VPAをベースに親魚量と加入量を求め、それを基に再生産関係とか漁業の選択性等を加味してMSYが決まるわけですが、そのMSYの不確実性も実は余り評価されていないのではないかと思います。今回、MSYが推定できるという前提の下でTAC対象種になるというお話でしたけれども、TAC対象種の中にもMSYが正確に推定できる種もあれば必ずしもそうでない種もあると思いますので、本当に画一的に同じアプローチを進めていいのかという懸念は少しあるかなと思いました。

TAC対象種になるかどうかの線引きの話が出ましたので、私そこは質問しようと思っていたんですけども、TAC対象種になるためには資源評価ができて、かつMSYの推定がある程度できるという理解でよろしいでしょうか。まず確認ですけども。

○魚谷室長 御質問ありがとうございます。

考え方としてはおっしゃるとおりで、MSYベースの資源評価を今、水研機構を中心にやっていただいている、そういう中で目標管理基準値や限界管理基準値といった基準、あとはそれに基づいて将来予測等、そういったことができるものについて議論をしていく、そういう考え方でございます。

○北門委員 それで、今回、資源管理協定のお話があって、スライドの6番に、非TAC魚種については資源評価結果に基づき資源管理目標を設定するという記載があると思います。非TAC種ということは資源評価が余り正確にできていないとか、あるいはMSYの設定がうまくいかないとか不確実である種だと認識したんですけども、にもかかわらず、スライド6番の管理目標（例）の中に「資源評価実施資源 MSYを達成する資源量」と書かれておまして、そうすると何かちょっと理解しにくいなと思ったんですけども、いかがでしょうか。この協定というのはTAC対象種以外のものですね。

ただ、その管理目標の例のところに資源評価が実施できて、かつMSYを達成する資源といった例が書いてありますが、それは何かちょっと矛盾するなという印象だったので、私が少々勘違いしているかもしれませんので理解を助けていただければと思います。

○関会長 水産庁さん、どうでしょうか。

○魚谷室長 このスライド6番の図は、確かにタイトルとして「非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ」と書いてあります。ですので、これは非TAC魚種が前提になっているかと思います。

一方で、一般的には協定はTAC魚種に対しても、先ほど説明の中でもあったと思いますが、TACを補完するものとしての自主的な取組ということで、対象にはなりません。

一旦戻って、非TAC魚種について、資源評価実施資源というところでMSYを達成する資源量を目標にするということが矛盾するのではないかということですが、こちらについてはMSYベースの資源評価自体が実施されたものであっても、必ずしも即TACにするわけではないので、それまでの期間というものはあるかと思います。そういう中で、もしMSYが推定されているのであればそれを目標——言い訳するわけではありませんけれども、「目標の例」と書いてございますので、資源評価はされてMSYを達成する水準が推定されている、でもまだTAC化については議論が済んでいないものについて、ある意味、先取りして、そういうものを目標に協定を作ることはあり得るという意味で、ここについては「MSYを達成する資源量」と書いていと理解いただければと思います。

説明になっていますでしょうか。

○北門委員 ありがとうございます。

スライドの理解も進みましたし、TAC対象種の俎上に上がる種に対する基準みたいなものも大分理解が進みました。ありがとうございました。

○関会長 ありがとうございます。

ほかに、今のことに絡めてでもいいですし、別のことでいいんですけども、質問、意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

今、いろいろ意見も出たところですので、そういう意見も踏まえてということで、②についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、③令和3年度資源管理関係予算についてですが、こちらも事務局より説明をお願いします。

○魚谷室長 資料3-3で、令和3年度資源管理関係予算について御説明させていただきます。

前回、12月の会議のときには要求額ということで、最終的な財政当局との折衝中ということでの説明だったかと思いますが、政府として概算決定された形での数字を

御説明させていただきます。

正に今、国会で承認を得るべく審議の対象となっているものでございます。

1 ページから 7 ページまでが水産庁全体の予算の概要になっておりまして、そのうち資源管理関係は、1、新たな資源管理システムの着実な実施ということで、一番最初に載せてございます。

柱としては、1 ページの①「資源調査・評価の充実と新たな数量管理の導入等の推進」ということで、資源管理の前提となる資源調査あるいは評価、それに用いるデータの収集の話、あと数量管理そのものをやる上での技術開発ですとか調査、あるいは取組の実行という形のもの、2 ページの上の方に行きまして②「漁業経営安定対策の強化」ということで、資源管理に取り組む漁業者の皆さんへの支援策。この二本立てとなっております。

中身について若干御説明しますけれども、まず1 ページの①の柱の1 つ目が、ア、資源調査・評価の拡充です。要求していた額よりは減っているというか、残念ながら要求に対して満額とはなっていませんけれども、対前年度、57億円からすると85億円、あと令和2年度の3次補正2億円ということで、かなり拡充している形となっております。

内容的には、資源評価の精度向上を推進するためということで、調査船調査、市場調査、海洋観測等といった形、あと調査船の代船建造というのもございます。また、スルメイカ、サンマ、サケ等の記録的な不漁の要因の解明に必要な追加的調査ということで、これを緊急に実施するという形のものもございます。

続きましてイ、スマート水産業による漁獲情報の収集強化ということで、これは評価の前提となる漁獲情報の収集を効率的にやろうということで、産地市場・漁協から水揚げデータを効率的に収集する体制の構築ですとか、あるいは漁獲情報の電子的な収集体制の強化ということで、こちらは令和3年度の当初予算としては6億円ということで、前年度より減っているように見えますけれども、令和2年度の3次補正20億円という形で、かなり手厚くした形での予算は取れてございます。

続きまして2 ページの上に行きまして、ウ、TAC・IQ等の数量管理の導入と漁業者の自主的管理の推進ということで、TAC・IQの導入に向けて前提となる混獲回避等の技術開発、あるいは数量管理に向けた漁業者の取組支援、あと先ほど説明させていただきました資源管理計画から協定への計画的な移行推進という形でございます。こちらについては前年度より、数字上は8億円ということで同じになってはいますが、微増となっております。

②「漁業経営安定対策の強化」ということで、資源管理に取り組む漁業者の皆さんに減収がある場合に、それを補填する共済あるいは積立ぷらすという形での漁業収入安定対策ということで、ここに書かれているのはかなりの額になりますけれども、こちらを措置しているところでございます。

個々の事業の内容については8ページ以降、資源調査・評価関係、スマート水産業関係ということで情報の収集の関係、実際の管理に取り組むに当たっての技術開発やら調査等の関係、それから最後、11ページで収入安定対策に関する事業となっております。

こちらそれぞれ新規のものもございますので、予算については年度内成立の見込みになっていきますので、新年度に入れば速やかに実行に移れるように、各担当部署で今、鋭意準備を進めている状況でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。チャットで意思表示してくださってもいいですし、マイクのミュートを外して御発声いただいても構いません。何かありませんでしょうか。

内容は前回も紹介していただいたかと思えます。今回はその額が決定したという報告ですよね。

そうしましたら、特に御意見等ありませんようですので、次に移りたいと思えます。

④その他ですけれども、事務局からは特にありませんということですが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何か情報提供などありましたらお願いします。

マイクをオンにして御発声いただいても構いませんので、どなたか。何でも結構です。よろしいですかね。

それでは、最後に確認ですが、これまでの議事で、私も皆さんももう随分ウェブ会議に慣れてきた感もありますので、ウェブ会議ではありますが意思の疎通は大分図られたのではないかと考えておりますが、ちょっと言い足りなかったこととか、やはりこのことを言うておこうかなということがありましたら、マイクをオンにしてお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にありませんか。大丈夫ですか。

では、これまでの議事について、異議なしということでよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事につきまして、全て御了承いただいたということにさせていただきます。

最後に、次回委員会の開催予定について事務局から説明をお願いします。

○西田補佐 次回の委員会につきましては、例年どおり今年11月頃に開催したいと考えております。

日時及び場所につきましては、会長及び委員の皆様のお都合をお聞きしながら、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえまして追って御連絡したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、海区互選委員の方々の任期が2021年9月30日までとなっております。4月以降に事務局から海区互選委員の選定について事務連絡を発出いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○関会長 次回の委員会は、例年どおり11月頃に予定されているとのことです。

なお、海区互選委員の皆様は本年——2021年9月30日までとなっております、今日の会議が任期中の最後の委員会となる予定です。海区互選委員の皆様におかれましては、これまで4年間にわたり会議の円滑な運営に御協力いただき、感謝申し上げます。

10月以降も委員を続けられる方々におかれましては、次回の委員会の出席についてよろしくお願いいたします。

では、委員の皆様、御臨席の皆様におかれましては議事進行への御協力、及び貴重な御意見をたくさん出していただきましてありがとうございました。

事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえて、非常に重要な意見がたくさんありましたので、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました中野委員、小坂田委員のお二方には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしく御対応をお願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたが、これをもちまして第34回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時35分 閉会